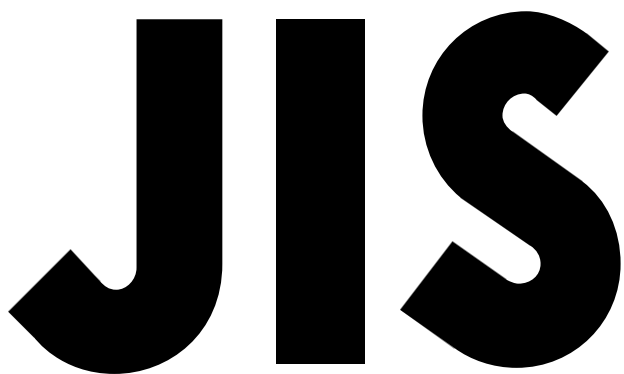




ポータブル機器用リチウム二次電池

JIS C 8711 : 2019

(BAJ/JSA)

令和元年 11 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員（ソニー株式会社）
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員（富士ゼロックス株式会社）
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.12.20 改正：令和元.11.20

官 報 掲 載 日：令和元.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電池工業会

（〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-0261）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会（部会長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 パラメータの測定許容差	3
5 呼び方及び表示	3
5.1 リチウム二次電池の呼び方	3
5.2 表示	5
5.3 電池の設計及び生産要求	5
6 単電池の例	6
7 電氣的試験及び要求特性	6
7.1 一般事項	6
7.2 試験を行うための充電手順	8
7.3 放電性能試験	8
7.4 充電（容量）の保持率及び回復率	9
7.5 長期保存後の容量回復	9
7.6 サイクル寿命	9
7.7 組電池の内部抵抗	10
7.8 静電気放電（ESD）	11
7A 機械的試験及び要求特性	11
7B 安全性試験及び要求特性	11
8 型式検査の試験順序及び条件	11
8.1 試験順序	11
8.2 型式検査条件	11
附属書 A（参考）ラミネートフィルム容器単電池の寸法	13
附属書 B（参考）保管後の容量	15
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	16
解 説	18

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電池工業会（BAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8711:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ポータブル機器用リチウム二次電池

Secondary cells and batteries containing alkaline or other non-acid electrolytes—Secondary lithium cells and batteries for portable applications

序文

この規格は、2017年に第1版として発行された IEC 61960-3 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、ポータブル機器用のリチウム二次単電池及びリチウム二次組電池（以下、リチウム二次電池という。）について規定する。

この規格の目的は、様々な製造業者が提供するリチウム二次電池の性能を評価するための一連の基準を、使用者に示すことである。

この規格において、ポータブル機器とは、手持形機器、可搬形機器及び可動形機器を指す。

主なポータブル機器の例は、次のとおりである。

- a) 手持形機器：スマートフォン、タブレットコンピュータ、オーディオプレーヤ、ビデオプレーヤ又は類似する機器
- b) 可搬形機器：ノートブックコンピュータ、CD プレーヤ又は類似する機器
- c) 可動形機器：次のいずれかの機器
 - ・ 質量が 18 kg 以下であって、特定の場所に固定されていない機器
 - ・ 意図した用途に用いるために一般人が移動することを容易にする車輪、キャスタ又は類似する手段をもつ機器
 - ・ 電動工具、電動アシスト自転車、業務用ビデオカメラ又は類似する機器

注記 1 用いる組電池の公称電圧が、危険電圧である直流 60 V 以上の全ての機器は除外される。

注記 2 電力量が 500 Wh を超える組電池を用いた、EESS（電力貯蔵システム）及び UPS は除外される。

注記 3 自走式車両は除外される。

この規格は、必要最低限の性能、並びに試験及び使用者への試験結果の報告に用いる標準化した方法を規定する。これによって、使用者は、明示された仕様によって、用途に応じて最も適切なりチウム二次電池を選択することができる。

最終消費者は、この規格及び他の関連する安全規格の要求事項を全て満足する組電池だけ取り扱うことができる。